



長野県報

11月30日(月)
平成21年
(2009年)
第2121号

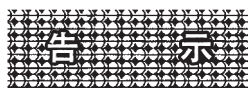
目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課)	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(建築指導課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	4

公告

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農地整備課)	5
屋外広告物条例に基づく講習会の開催(建築指導課)	5
一般競争入札(農地整備課)	5
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課)	6
一般競争入札(ものづくり振興課)	7



長野県告示第539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成21年11月30日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ライフサポートサービス	ヘルパーステーション上田	長野県上田市大屋229番地	平成21年11月16日
有限会社エスポワール	ヘルパーステーションのぞみサンピア	長野県佐久市根岸3203-2	〃 〃

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社エスポワール	デイサービスセンターのぞみサンピア	長野県佐久市根岸3203-2	平成21年11月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ライフサポートサービス	ヘルパーステーション上田	長野県上田市大屋229番地	平成21年11月16日
有限会社エスポワール	ヘルパーステーションのぞみサンピア	長野県佐久市根岸3203-2	〃 〃

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社エスポワール	デイサービスセンターのぞみサンピア	長野県佐久市根岸3203-2	平成21年11月16日

長寿福祉課

長野県告示第540号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年11月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

浅川-ア、上浅川、本郷沢、尾名沢、どん沢、駒沢川1、駒沢川2及び鰻沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第541号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年11月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

浅川-ア、尾名沢及び鰻沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第542号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年11月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

西原、西原(2)、中曽根(1)、中曽根西(1)、中曽根西(2)、中曽根(2)、宮ノ前(1)、北郷(5)ーア、北郷(5)ーイ、宮ノ前(2)、池平(1)、北郷、竹ノ下、北郷(3)、本郷町、本郷前、竹ノ下東、三ツ出(1)、三ツ出(2)、法利田、北郷(4)、清水、清水(4)、清水(5)、清水(6)、横目(1)、坂中宮前、坂中西、横目(3)、坂中(1)、坂中、坂中(5)、浅川福岡、浅川福岡(3)、真光寺(1)、真光寺、浅川東条ーア、浅川東条ーイ、伺去、赤萱平、浅川押田、押田入口(1)、押田入口(2)、浅川畑山及び浅川畑山(2)

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第543号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年11月30日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

中曽根(1)、中曽根西(1)、中曽根(2)、宮ノ前(1)、北郷(5)ーア、北郷(5)ーイ、宮ノ前(2)、池平(1)、北郷、竹ノ下、北郷(3)、本郷町、本郷前、三ツ出(1)、法利田、北郷(4)、清水、清水(4)、清水(5)、横目(1)、坂中宮前、横目(3)、坂中(1)、坂中、浅川福岡、浅川福岡(3)、真光寺(1)、真光寺、浅川東条ーア、浅川東条ーイ、伺去、赤萱平、浅川押田、押田入口(2)、浅川畑山及び浅川畑山(2)

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第544号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関として次のとおり指定しました。

なお、平成17年長野県告示第89号（建築基準法第77条の23第1項の規定による指定確認検査機関の指定の更新）は、平成21年11月30日限り廃止します。

平成21年11月30日

長野県知事 村井 仁

1 指定確認検査機関の名称及び住所

財団法人長野県建築住宅センター

長野市篠ノ井御幣川306番地1

2 指定の区分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分

3 業務区域

長野市、松本市、上田市、須坂市、千曲市、東御市、安曇野市、小県郡、埴科郡及び上高井郡の全域

4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

長野市篠ノ井御幣川306番地1、長野市緑町1605番地14、須坂市大字須坂164番地1、松本市大字島立988番地1及び上田市天神4丁目17番3号

5 確認検査の業務の開始日

平成21年12月1日

建築指導課

長野県上田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年11月30日

長野県上田建設事務所長 三井 宏 人

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 254号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
上田市平井字東670番の2地先から 上田市平井字東687番の2地先まで	旧	11.8～18.5	0.2650
同 上	新	11.8～18.5	0.2650
		12.0～30.0	0.2521

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年11月30日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北林飯島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村葛島16番の1地先から 上伊那郡中川村片桐1845番の1地先まで	旧	6.2～25.3 m	0.5532 km
同 上	新	12.4～81.0	0.5480

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年11月30日

長野県大町建設事務所長 北野 憲 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有明大町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市常盤1549番地先から 大町市常盤1458番の1地先まで	旧	6.6 m	0.1685 km
同 上	新	6.6～23.0	0.1685

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年11月30日

長野県上田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 路線名 254号
- 2 供用を開始する区間
上田市平井字東670番の2地先から
上田市平井字東687番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成21年11月30日

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年11月30日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1 路線名 北林飯島線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村葛島16番の1地先から
上伊那郡中川村片桐1845番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成21年12月6日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年11月30日

長野県松本建設事務所長 小平 重 登

- 1 (1) 路線名 143号
- (2) 供用を開始する区間
松本市大字岡田町180番の59地先から
松本市大字岡田町字向山602番の8地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年11月30日
- 2 (1) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (2) 供用を開始する区間
松本市大字今井2842番の2B地先から
松本市大字今井2820番の3A地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年11月30日
- 3 (1) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (2) 供用を開始する区間
松本市大字今井2823番の3B地先から
松本市大字今井2809番の5B地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年11月30日
- 4 (1) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (2) 供用を開始する区間
松本市大字今井2779番の1B地先から
松本市大字今井2783番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年11月30日
- 5 (1) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (2) 供用を開始する区間
松本市大字今井2319番の1B地先から
松本市大字今井2319番の2B地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年11月30日

道路管理課